

固定資産評価審査委員会委員に 小山さんが就任、 武藤さん、品川さんが再任

青梅市固定資産評価審査委員会委員に、次の方が市議会の同意を得て、4月1日付で就任されました。任期は3年です。
▽小山 章さん（新任）

▽武藤宏治さん（再任）
▽品川真理さん（再任）
固定資産評価審査委員会は、土地や家屋などの固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服



▲新任の小山 章さん

について、審査決定を行う機関です。
問い合わせ 文書法制課 法制担当

義援金について

東日本大震災義援金の募集期間を延長します

市では、東日本大震災の被災者救援のため、市民の皆さんの義援金を募集しています。これまでに7千900万円を超える義援金を日本赤十字社等を通じて被災地へ届けました。

震災から7年が経過した今でも、多くの方が仮設住宅で生活しているなどの状況が続いていることから、義援金の募集期間を延長します。

募集期間 平成31年3月31日（日）まで
募金箱設置場所 市役所、各市民センターおよび中央図書館
☆日本赤十字社への義援金について
日本赤十字社でも31年3月31日まで義援金を受け付けています。送金の際は、日本赤十字社本社郵便振替口座へ直接の振り込みとなります。

熊本地震災義援金

募金箱等により市民の皆さんや企業の皆さんから寄せいただいた義援金は、総額653万7千116円となりました。心からお礼申し上げます。ご協力ありがとうございました。

募集期間 平成31年3月31日（日）まで
募金箱設置場所 市役所、各市民センターおよび中央図書館
☆日本赤十字社への義援金について
日本赤十字社でも31年3月31日まで義援金を受け付けています。送金の際は、日本赤十字社本社郵便振替口座へ直接の振り込みとなります。

▽加入者名 日本赤十字社 東日本大震災義援金
※郵便局窓口での取り扱い

問い合わせ 福祉総務課庶務係



平成30年度の（非）課税証明書の コンビニ交付は6月1日から

利用者証明用電子証明書（4桁の暗証番号）が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方は、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機を利用して（非）課税証明書を取得

することができ、発行できる（非）課税証明書は次のとおりです。
▽平成29年度…5月31日午後11時まで
▽平成30年度…6月1日午前6時30分

※住民税が特別徴収（勤務先からの給与のみで、給与から住民税を納付）の方（被扶養者を除く）に限り、5月1日から市民税課（市役所1階）で30年度課税証明書を発行することができます。

問い合わせ 市民税課市民税係

「よつばの手紙」第18号を 発行しました

「よつばの手紙」は、市民等との協働により企画・編集しており、自治会を通して自治会加入世帯に配布するほか、市役所、各市民センター、中央図書館等の市内公共施設や、JR青梅駅・東青梅駅・河辺駅にも置いてあります。
「よつばの手紙」で取り上げてほしい情報がありませんら、お知らせください。
問い合わせ 市民活動推進課



木造住宅の耐震診断・耐震改修補助

市内の木造住宅（昭和56年5月以前に建築の住宅）の耐震診断と耐震改修について、その費用の一部を補助します。
対象 所有者がみずから居住する戸建て木造住宅（軸組工法2階建て以下）
補助率 経費の2分の1以内
限度額
▽耐震診断…上限5万円
▽耐震改修…上限50万円
※耐震改修を行うと、状況に応じて所得税の特別控除と固定資産税の減額措置を受けられることができます。

問い合わせ 福祉総務課庶務係

高齢者温泉保養施設利用助成の変更

「高齢者温泉保養施設利用助成」の宿泊施設が一部変更となります。自噴泉の宿二ユー（福島県土湯温泉）は助成対象外となります。
問い合わせ 高齢介護課高齢者支援係

幼児・児童用自転車ヘルメット 購入費用の一部助成

市では、幼児・児童用自転車ヘルメットを事業協力店で購入する際、費用の一部を助成しています。ぜひご利用ください。
対象 市内在住の13歳未満の幼児・児童の保護者
助成内容 幼児・児童用自転車ヘルメット（SGマーク付）の購入1個につき上限2千円
※当該年度幼児・児童1人につき1個
※事業協力店で取り扱っているものに限りです。
購入方法 事業協力店（下表）で、ヘルメット購入時に市が発行する助成券を提出し、助成額を差し引いた金額を支払ってください。
助成券 申請受理・内容審査後、助成決定通知書と助成券を送付します。
※申請受理後、1〜2週間程度かかります。
申請に必要なもの 朱肉を使用する印鑑
受付時間 午前8時30分

店名	所在地	電話
長谷川オートサイクル	勝沼3-92-5	22-4498
自転車人の店 クロチェリスタ	本町130-1	78-4766
青柳商店	本町152	22-2610
和田自転車店	日向和田3-522	22-4397
吉川サイクル商会	駒木町1-737	22-4667
輪千自転車店	友田町2-677	22-0644
田中輪業	千ヶ瀬町2-258	24-0540
サイクルスポーツ のざき	大門1-761-13	24-2245
岡ちゃんサイクル	河辺町7-10-10	32-1808
自転車コーキ屋	河辺町10-11-4	78-3658

午後5時
※土・日曜日、祝日、年末年始を除く
受付場所・問い合わせ
市民安全課市民安全係（市役所3階）

「おためし」、「1回だけ」の つもりが定期購入？

《事例》
スマートフォンで、筋肉増強のサプリメントが500円で購入できるという広告を見て申し込み、商品を受け取って代金を支払った。最近また同じ商品が届き、今度は6千円以上の請求書が入っていた。驚いて事業者に連絡したところ、4回購入が条件の定期購入だと初めて分かった。申し込み画面の下の方にそのような説明が書かれていたよ。だが気付かなかった。（60歳代・男性）

《アドバイス》
サプリメントの他にも「健康食品」、「化粧品」等が低価格で購入できると思ってしまう。数か月の定期購入が条件となっていたという相談が消費者センター等に多数寄せられています。1回目は商品を低価格で購入でき、2回目以降は希望する場合のみ継続購入となる契約は、これまでもありましたが、最近では1回目を低価格で購入するために、数か月の定期購入が条件となつて

いる契約が増えていきます。契約条件によっては「途中解約」や「返品」ができない、解約しようとする事業者と連絡しても電話がつかないという相談もありません。スマートフォン等から手軽に申し込みするため、契約当事者が未成年というケースも多く見受けられます。商品を購入する際には、特に最終確認画面で「定期購入が条件になった」という表示が可能ななど、契約内容をしっかりと確認することが大切です。また、最終確認画面を印刷する、スクリーンショットを撮るなどして、契約内容を記録しておくようにしましょう。

インターネット通販をはじめとする通信販売ではクーリング・オフ制度はなく、広告に表示された条件等に従うこととなります。業者と連絡がつかない、解約や返品に応じてもらえない等、困ったときはすぐに消費者相談室にご相談ください。
※国民生活センター資料等をもとに作成
消費者相談室 ☎22・6000（相談専用）
相談日時 月々金曜日（祝日、年末年始を除く）午前10時〜正午、午後1時〜4時
※毎月第2・4火曜日は午後6時まで
問い合わせ 市民安全課市民相談係